

## 次期（第 4 期）埼玉県地域福祉支援計画について

福祉政策課

## 1 策定趣旨

県では、現在、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とする第 3 期埼玉県地域福祉支援計画により、市町村における地域福祉の取組を支援している。

次期計画の策定に当たり、県内市町村及び市町村社会福祉協議会に対する調査※を実施し、地域福祉における県内の実情を把握した。この調査を踏まえて現計画を見直すとともに、地域福祉の推進は市町村が中心であることから、市町村の取組の方向性を示し、これを支援する新たな計画を策定する。

※ 第 4 期県地域福祉支援計画策定に向けた市町村地域福祉に関する基礎調査

実施時期：平成 26 年 3 月～4 月 対象：県内全市町村、市町村社会福祉協議会

## 2 計画期間

平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年

## 3 策定体制

(1) 埼玉県地域福祉推進委員会（13 名）の開催

（平成 26 年 7 月、10 月、平成 27 年 1 月）

(2) 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会（6 名）の開催

（平成 26 年 2 月、5 月、6 月、9 月）

## 4 次期（第 4 期）計画の主な施策骨子

(1) 地域のケアシステムと地域の福祉力を統合する基盤づくり

・ 拡充された地域包括ケアシステムと地域の福祉力の統合化 など

(2) 孤立を防ぎ、見守り、助け合い、支え合う地域づくり

・ 地域福祉の場・拠点づくりを促進 など

(3) 地域福祉を支える担い手づくり

・ NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援 など

(4) サービスを適切に利用できる環境づくり

・ 誰にも優しいまちづくりの推進 など

(5) 計画の推進・市町村への支援

・ 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援 など

## 5 誰にも優しいまちづくりの推進について

### (1) 背景

- ・福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例）に基づき、駅やバス停などの公共交通機関、公園、歩道、建築物などのバリアフリー化を推進。
- ・これら施設のバリアフリー化を地域福祉計画に位置付けている市町村は5割弱。
- ・施設のバリアフリー整備等ハード面の事業を補うため、ソフト面でのバリアフリー関連事業を実施している市町村は非常に少ない。

### (2) 取組の方向性

- ・年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えた、誰にでも優しく、生活しやすいまちづくりの促進
- ・多世代の住民が学び、考える機会を通じて「お手伝いしましょう」を自然に言えるホスピタリティあふれる人材の育成
- ・駅などの案内を行うサポーター養成など、手助けしやすい、受けやすいソフト事業の充実

### (3) 県の取組

- ・福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例により、誰もが円滑に利用できる生活関連施設の整備促進
- ・障害者用駐車場マナーアップキャンペーンなどを通じた普及啓発
- ・ユニバーサルデザインの推進により、利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及促進
- ・高齢者や障害者が使いやすい情報機器などの利用促進
- ・手話通訳者などコミュニケーション支援を行う人材の育成
- ・外国人相談体制を充実するなど、コミュニケーション支援の促進
- ・鉄道駅にエレベーターやスロープ、障害者や高齢者が利用しやすいトイレなどの設置促進
- ・駅ホームからの転落防止のため、視覚障害者への声掛け等の普及啓発